

## 「ICAO無人機マニュアル(Manual on Remotely Piloted Aircraft System)」講演会を開催

(一社)日本航空宇宙工業会は、2月25日(水)、ICAOが制定しつつあるRPASマニュアル(Manual on Remotely Piloted Aircraft System)の状況およびその内容に関する講演会を当工業会にて開催した。

2007年4月より民間用無人航空機に関する標準規則制定に向け、ICAOにおいてUASSG(UAS Study Group)が開催され、昨年6月まで15回にわたって議論がなされてきた。

この間、SJACはICCAIAを通じてRPASマニュアルを入手し、改訂版発行ごとにその内容を精査し、今後の無人航空機の事業化にあたっての課題等を抽出してきた。

現在、国内外において無人航空機の民間運用の実現にむけ、いろいろ取沙汰されている中、RPASマニュアルが近々正式発行されるのに先立ち、日本語抄訳版を会員企業の皆様に配布し、その内容について講演を行った。

講演は、日本電気(株)和田 昭久氏、川崎重工業(株)加藤 修氏、三菱重工業(株)藤本 淳氏、

富士重工業(株)阪口 晃敏氏、SJAC 亀山 明正が行った。

また、当会会員企業から約50名が出席し、今後の無人航空機に対する関心の高さを再認識させるものだった。

本マニュアルの主旨は、

「今後無人航空機を民間機関が国際運航する際、既存の有人民間機運航と共存することになるが、そのためには、他の航空機／生命／財産に危害を与えず、安全を確保する必要がある。その手段・仕組みを本マニュアルにおいて規定する。」

というものであり、以下の15章にわたって述べられている。



- Chapter 1.  
ICAO regulatory framework and scope of manual (規則の枠組とマニュアルの範囲)
- Chapter 2.  
Introduction to RPAS (RPASとは)
- Chapter 3.  
Special authorization (特別認可：国際運航に関する国家間認可)
- Chapter 4.  
Type and airworthiness approvals (型式認定と耐空証明)
- Chapter 5.  
RPA registration (RPA登録)
- Chapter 6.  
Responsibilities of the RPAS operation (RPAS運航責任)
- Chapter 7.  
Safety management (安全管理)
- Chapter 8.  
Licensing and competencies (資格(免許)と能力)
- Chapter 9.  
RPAS operations (RPAS運航)
- Chapter 10.  
Rules of the air and detect and avoid (航空規則と衝突回避)
- Chapter 11.  
Command and control link (C2リンク)

- Chapter 12.  
ATC communication (ATC通信)
- Chapter 13.  
Remote pilot station (RPA：管制装置)
- Chapter 14.  
Integration of RPAS operations into ATM – ATM procedures (RPAS運航のATMへの統合)
- Chapter 15.  
Use of aerodromes (飛行場使用)

今回、その要約を講演するとともに、今後無人航空機事業を立ち上げるにあたっての諸課題(国内法整備、インフラ整備、システム構築等)について活発な質疑応答がなされた。

今後、本マニュアルは2014年度内に正式発行される。ICAOはSGをPANNELに格上げし、シカゴ条約のANNEX(付属書)19項を逐次改訂していく予定となっている。

SJACとしては、今後もICAOの動向に注目し、情報を収集し、必要に応じて会員企業に公開していく予定。

これにより業界全体として、課題/問題点を共有、水平展開により解決を図っていききたい。

[(一社)日本航空宇宙工業会 技術部長 亀山 明正]